

## お詫びと訂正

令和2年10月12日

本誌「Smile(すまいる)～事業主向け雇用に関する助成金制度のご案内～」に誤りがありました。

ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、つぎのように訂正いたします。

### 正誤表

訂正箇所	誤	正
P30 5. 次のいずれかに該当する場合は支給対象となりません	(4) 対象労働者の雇入れ日の前日から過去 <u>1</u> 年間に、(以下略)	(4) 対象労働者の雇入れ日の前日から過去 <u>3</u> 年間に、(以下略)
P34 対象となる措置	1. ハローワークまたは(中略) ② <u>障害者の日常生活—施行令</u> 1条に基づき(以下略)	1. ハローワークまたは(中略) ② <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条</u> に基づき(以下略)
P35 支給額	(追記)	※ ( ) 内は中小企業以外の事業主に対する支給額になります。
P37 3. 対象労働者の雇用状況の報告	対象労働者の雇用状況などその雇用管理に関する事項(中略) 報告すること	(削除)
P38 対象となる措置	5. 対象労働者を離職させた場合は(以下略)	5. 対象労働者を離職(※)させた場合は(以下略)
P38 対象労働者及び支給額 1. 対象労働者は、次の(1)～(4)のすべてに該当する求職者です。	(1) 雇入れ日現在の満年齢が <u>35</u> 歳以上 <u>60</u> 歳未満の者	(1) 雇入れ日現在の満年齢が <u>35</u> 歳以上 <u>55</u> 歳未満の者
	(2) 正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が(以下略)	(2) <u>雇入れ日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間</u> を通算した期間が(以下略)
	(3) ハローワークまたは民間	(3) ハローワークまたは民間の職業紹介事

	の職業紹介事業者等の紹介の時点で失業の状態にある者	業者等の紹介の時点で失業の状態にある者または「非正規雇用労働者」である者であって、ハローワークや職業紹介事業者等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者
P41 4. 次のいずれかに該当する場合は支給対象となりません。	(8) 対象労働者の雇入れ日よりも前に特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の支給決定の対象と(以下略)	(8) 対象労働者の雇入れ日よりも前に特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)の支給決定の対象と(以下略)
	(9) 対象労働者の雇入れ日よりも前に特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の支給決定の対象と(以下略)	(9) 対象労働者の雇入れ日よりも前に特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)の支給決定の対象と(以下略)
P42 2. 支給額	(追記)	※( )内は中小企業以外の事業主に対する支給額になります。
P42 <支給申請の流れ>	◇支給申請の手続き◇(詳細次ページ)	◇支給申請の手続き◇
P43 2 対象労働者	(4) 次の①～⑥のいずれかに該当する者	(4) 次の①～⑤のいずれかに該当する者
	(4) ①職業紹介日2年以内に、(以下略)	(4) ①職業紹介日前2年以内に、(以下略)
P44 2 対象労働者	(4) ④職業紹介日において、55歳未満かつ安定した職業に就いていない者であって、ハローワーク等において該当する支援を受けている者	(4) ④職業紹介日において、55歳未満かつ安定した職業に就いていない者であって、ハローワーク等において個別支援を受けている者
	(4) ⑥職業紹介日において、就職支援に当たって(以下略)	(4) ⑤職業紹介日において、就職支援に当たって(以下略)
	※下記の対象者(上記(4)⑥のイ、ウ、カ)については、特定求職者雇用開発助成金と併給が可能な場合(24ページ参照)があります。	※上記(4)⑤の対象者のうち、イ、ウ、カについては、特定求職者雇用開発助成金と併給が可能な場合(26ページ参照)があります。